

令和元年 6 月 1 9 日
庶 務 課

**江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部改正について（概要）**

項目	条例	内容
改正の趣旨		<p>都職員の給与改定に伴い、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部が改正された。</p> <p>区の条例は、都の制度に準じているため補償基礎額の一部について同様の改正を行う。</p>
補償基礎額	別表 補償基礎額表 (第 4 条関係)	<p>補償基礎額を次のように改める。</p> <p>1 学校医及び学校歯科医</p> <p>(1) 経験年数 5 年未満の場合 「7,023 円」を「7,059 円」に改める。</p> <p>(2) 経験年数 5 年以上 10 年未満の場合 「8,724 円」を「8,730 円」に改める。</p> <p>2 学校薬剤師</p> <p>経験年数 5 年未満の場合 「6,117 円」を「6,135 円」に改める。</p>
附則 (改正条例)	第 1 項	この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
	第 2 項	新条例別表は、適用に経過措置を定める。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 新旧対照表

現行							改正案						
本則 (略)							本則 (略)						
別表 補償基礎額表 (第4条関係)							別表 補償基礎額表 (第4条関係)						
医師、歯科医師 又は薬剤師と しての経験年 数	5 年未 満	5 年以 上1 0年 未 満	1 0年 以 上1 5年 未 満	1 5年 以 上2 0年 未 満	2 0年 以 上2 5年 未 満	2 5年 以 上	医師、歯科医師 又は薬剤師と しての経験年 数	5 年未 満	5 年以 上1 0年 未 満	1 0年 以 上1 5年 未 満	1 5年 以 上2 0年 未 満	2 0年 以 上2 5年 未 満	2 5年 以 上
学校医及び学 校歯科医の補 償基礎額	7 、 0 、 2 、 3 円	8 、 7 、 2 、 4 円	1 1 、 4 、 4 、 8 円	1 2 、 9 、 9 、 0 円	1 5 、 5 、 3 、 4 円	1 6 、 5 、 6 、 3 円	学校医及び学 校歯科医の補 償基礎額	7 、 0 、 5 、 9 円	8 、 7 、 3 、 0 円	1 1 、 4 、 4 、 8 円	1 2 、 9 、 9 、 0 円	1 5 、 5 、 3 、 4 円	1 6 、 5 、 6 、 3 円
学校薬剤師の 補償基礎額	6 、 1 、 1 、 7 円	7 、 2 、 1 、 5 円	8 、 9 、 3 、 7 円	1 0 、 4 、 4 、 3 円	1 1 、 4 、 5 、 1 円	1 1 、 8 、 4 、 4 円	学校薬剤師の 補償基礎額	6 、 1 、 3 、 5 円	7 、 2 、 1 、 5 円	8 、 9 、 3 、 7 円	1 0 、 4 、 4 、 3 円	1 1 、 4 、 5 、 1 円	1 1 、 8 、 4 、 4 円
備考 (略)							備考 (略)						
							附 則						
							(施行期日)						
							1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。						
							(経過措置)						
							2 新条例別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。						